

みんなの力で解決

教育

心理

福祉

School Social Worker

SSWを活用しませんか？

いじめ、不登校、学力不振、非行等の問題には必ず要因があり、家庭等子どもを取り巻く環境が相互に作用することにより、子どもの心理や発達に影響が生じています。

スクールソーシャルワーカーは、複雑に絡み合った問題を整理し、福祉の視点を入れながら、解決策を見いだす専門家です。

令和7年3月

群馬県教育委員会

Q&A

1

SSWとSCの違いは？

Answer

スクールカウンセラー(SC)は、臨床心理士や公認心理師等の資格をもった「心の専門家」で、本人の不安や悩みに直接働きかけるなど心理面の支援をしていきます。

それに対し、スクールソーシャルワーカー(SSW)は、社会福祉士や精神保健福祉士等の資格をもった「福祉の専門家」で、子どもを取り巻く環境の改善を目指し、関係機関等とのネットワークを活用したり、ケース会議をしたりして困難な事案の解決を図っていきます。



SC



カウンセリングや教職員へのコンサルテーションを通して、心理面に働きかけて、本人の不安や悩みを解消します。

心理学的アプローチ

SSW



子どもたちの悩みや抱えている問題に対し、環境（家庭、学校、地域など）に働きかけ、チームで対応していきます。

福祉的アプローチ

群馬県のスクールソーシャルワーカー(SSW)は、社会福祉士や精神保健福祉士といった国家資格をもった「福祉の専門家」です。

社会福祉士

日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、福祉や保健医療等のサービスを提供する専門家です。

精神保健福祉士

精神障害者の抱える生活問題への援助や社会参加へ向けての支援活動を通して、その人らしい生活ができるようにする専門家です。

SSWは何をするの？

Answer

SSWの業務は、以下の内容となります。

- ① 問題を抱える子どもが置かれた環境への働きかけ
※SSWがアセスメント(見立て)やプランニング(解決策)の助言を行います。
- ② 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
※SSWはケース会議の開催や運営等の手助けをします。
- ③ 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ④ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ⑤ 教職員等への研修活動



SSWの視点

SSWはこう考えます

- 子どもの成長に障害になっていることが何かと考えます。
(衣食住、安心、安全、教育が保障されているか?)
- 子どもの問題行動や言動には、必ず理由(背景)があると考えます。
(愛着障害、発達障害、虐待、貧困、病気、いじめなど)
- 暴力的な子どもは、暴力という解決手段をどこかで学び、暴力以外の解決方法を知らないと考えます。
- 家族、学校、地域の中の人間関係に働きかけ、子どもの状態を代弁し、関係を見直し、つなぎ直すことを考えます。

「困った子ども」は

「困っている子ども」ととらえます！

どんな関係機関と連携？

Answer

子どもが抱える問題は複雑化してきており、複数の専門的な視点を入れて、多面的に対応していく必要があります。SSWは、以下のような関係機関等と学校をつなぐコーディネーターとして大きな役割を果たします。



学校が連携可能な社会資源

| 関係機関等 | 主な活動内容 | |
|----------------|--|-----------------------------------|
| 福祉 保健 | 児童相談所(中央、北部、西部、東部) | 18歳未満の子どもに関する各種相談 |
| | 保健福祉事務所(県内10所) 福祉事務所(12市・中部) ※市町村の社会福祉課等 | 生活保護など、各種福祉・保健サービスの申請手続 |
| | 保健センター(市町村) | 保健師等による精神保健に関する相談・支援 |
| | 発達障害者支援センター(県) | 発達障害の対応についての助言や各種研修 |
| | こころの健康センター(県) ひきこもり支援センター | 依存症、思春期、ひきこもり、うつ等の相談 |
| | 女性相談所(県) | DV相談 |
| | 警察 | 警察署(生活安全課) |
| 少年サポートセンター(県警) | | 少年相談、居場所づくり、親子カウンセリング |
| 青少年補導センター(市) | | 街頭補導、相談活動 |
| 司法 更生 保護 | 家庭裁判所 | 送致・通告された少年の調査及び審判 |
| | 少年鑑別所 | 少年の心身鑑別、非行・家庭内暴力等の相談 |
| | 保護観察所(保護司) | 保護観察となった少年に対する指導監督 |
| 地域 | 民生委員・児童委員 | 家庭生活や環境の状況把握、相談 |
| | 地域子育て支援センター | 育児不安に対する相談指導、保護者同士のふれあいの場 |
| | 要保護児童対策地域協議会 | 虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護 |

ケース会議とは？

Answer

問題を抱える子どもを支援するために、関係者が集まって、課題を共通理解し、原因を探って解決策を一緒になって見付けていく会議です。単なる情報交換で終わらず、役割分担を決めて、参加者がこれから何をすればよいか明瞭になる会議にします。

SSWは会議の開催や運営等の手助けをします。



3つのメリット

①孤立感の軽減

一人で困っていた学級担任、教科担任、部活動顧問等の担当者の困り感を複数の人々が共有することで、チームで対応する体制が整います。

②多様な解決策

子どもを複数の立場で見ることで、新しい子ども像が見られ、様々なアイデアが出る中で、異なるアプローチを生み出すことができます。

③役割分担

学校だけで問題が解決できない場合は、心理、福祉、精神保健、警察等の専門家と役割を分担することで、適切な支援をすることができます。

ケース会議の進め方

- 情報収集し、資料を作ります。
- ケースに応じて参加メンバーを決めます。
- 日程調整をします。
- 司会記録を決めておき、会議のねらいを確認しておきます。

事前準備

- ①はじめに
 - ・会議の中で、何を検討した
いか明瞭にする。
- ②当該の子どもの情報交換
 - ・課題を把握し、原因を探る。
- ③具体的な目標を設定
 - ・解決策を見付け、役割分担
を決める。
- ④おわりに
 - ・決まったこと、次回の会議日程の確認をする。



会議の流れ

Q&A 5

SSWの派遣要請は？

Answer

群馬県の派遣型SSWは4つの教育事務所(中部・西部・利根・東部)に配置され、吾妻管内を含む全校に対応します。

派遣を要請したいときは、市町村教育委員会を通じて、管内の教育事務所に依頼してください。



SSWの1日(例)

| 時間 | 内容 |
|-------|---|
| 10:00 | 〇〇町校長会に出席。SSWの活用依頼と福祉の視点について説明。 |
| 10:30 | 〇〇町要保護児童対策地域協議会出席 |
| 11:30 | 〇〇町福祉担当者とA小学校のケースについて打ち合わせ(生活保護、母子・寡婦福祉資金等) |
| 12:00 | 休憩及び移動 |
| 13:00 | 〇〇市教育委員会担当指導主事とB中学校のケースについて打ち合わせ(ケース会議の持ち方等) |
| 14:00 | 社会資源の情報収集(市役所福祉部局訪問) |
| 15:00 | C小学校ケース会議へ参加(SSW司会進行) (学校、教育委員会、児童相談所、市福祉課、こども課) |
| 16:00 | 教育事務所にて、ケースの報告・連絡・相談及びまとめ |
| 16:30 | 〇〇町教育委員会担当者に電話連絡。次回のケース会議の方向性について確認 |
| 17:00 | 勤務終了 |

どのような成果が？

Answer

SSWの活用により、学校や教育委員会では、様々な成果が見られ、今後さらに「学校の教育相談体制」が充実することが期待されております。



成果の具体例

社会資源の活用

問題の背景を整理し、支援が可能な関係機関等と連絡調整することで、複数の立場から解決策を探せます。

校内支援体制の強化

ケース会議等を通して、管理職、担任、養護教諭、SCなどの役割分担を確認し、支援の充実を図れます。

教員の指導力向上

SSWから学校生活の中で子どもを見る福祉的視点を学び、子ども理解につなげることができます。



地域の教育力の向上

学校と地域とが情報を共有し、連携を強くすることで、地域ぐるみの支援体制が強化されます。

学校と家庭の連携推進

保護者支援を行うことにより、家庭生活にプラスの変化が起き、子どもの生活改善等も見られます。

協働による相乗効果

教育、心理、福祉、警察、更生保護、司法等、様々な視点をともに学び、互いの専門性を高められます。